

建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合 開催要綱

1 趣 旨

建設業の墜落・転落災害の防止対策については、労働安全衛生規則の累次の改正により、足場等からの墜落防止措置を漸次強化するとともに（手すり・中さん・幅木等の設置、足場の点検、足場の組立等の作業時における墜落防止措置等）、これら法定事項に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等（手すり先行工法、知識・経験を有する者による点検等）の普及促進を図ってきた。このような取組もあって、墜落・転落による死亡災害は長期的に減少傾向にある。

しかしながら、建設職人基本法に基づく基本計画に記載されているように、建設工場の現場においては、今なお墜落・転落による死亡災害が最も多く、その防止について実効性のある対策を講ずることが急務となっている。

このようなことを踏まえ、厚生労働省においては、専門家や建設現場の安全に精通した者からなる標記実務者会合を開催し、近年における墜落・転落災害の発生状況や足場に係る墜落防止措置に関する実施状況等进行分析・評価した上で、墜落・転落災害の防止対策を一層充実強化していくために、労働安全衛生法令の改正も視野に必要な方策について検討することとする。

2 検討事項

- (1) 足場等からの墜落・転落防止対策（「より安全な措置」等を含む）のあり方について
- (2) 屋根等の端からの墜落・転落防止対策のあり方について
- (3) その他

3 構 成

- (1) 本会合は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が、別紙の者の参集を求めて開催する。
- (2) 本会合には座長を置き、座長は本会合の議事を整理する。
- (3) 本会合の参集者は、必要に応じ追加することができる。
- (4) 本会合は、専門的な検討を行う必要があると認めるときは、別途、有識者から意見聴取を行うことができる。
- (5) 本会合は、参集者以外の者に出席を求めることができる。

4 その他

- (1) 本会合は、原則として公開する。ただし、個人情報、企業の秘密に係る情報を取り扱う場合などにおいては非公開とすることができる。
- (2) 本会合の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室において行う。